資料１

「穀粒判別器に関する検討チーム」開催要領

１　目的

（１）農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）等において規定されている国が定めた農産物流通等に係る規格の見直しに関して、平成 31 年１月から３月までに農産物規格・検査に関する懇談会を開催し、同年３月 29 日に農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理（以下「中間論点整理」という。）が行われたところである。

（２）その中で、穀粒判別器については「農産物検査に新型の穀粒判別器を活用していくことは、検査の合理化の観点から一定の意義はある。しかしながら、測定精度や効率的な検査方法等を検証した上で判断する必要があることから、専門家で構成される検討会においてより技術的な検討を行い、結論を得る必要。」との整理がなされたところ。

（３）これを踏まえ、専門家の参画の下、穀粒判別器の測定精度や効率的な検査方法等を検討するために「穀粒判別器に関する検討チーム」を開催する。

２　議題

（１）穀粒判別器の測定精度について

（２）穀粒判別器を活用することとした場合の効率的な農産物検査の方法について

３　構成

検討チームの委員は別添のとおりとする。

４　運営

（１）検討チームに座長を置き、委員の互選によって選任する。座長は検討チームの議事を運営する。

（２）委員の合意のもと、必要に応じて関係者を出席させ、説明及び意見の聴取を行うことができる。

（３）委員の出席が困難な場合については、委員から提出される資料又は委員への個別のヒアリング等を活用することができる。

（４）検討チームは、原則として公開とする。

（５）検討チームの資料及び議事録は、検討チーム終了後に委員の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。（持ち回り開催の場合も同様とする。）

（６）上記にかかわらず、検討チームの運営に支障があると委員の合意により認められる場合には、座長は、検討チームの資料及び議事録を非公開とすることができる。

５　庶務

検討チームの庶務は、農林水産省政策統括官付穀物課において行う。